

# 一般社団法人日本太陽エネルギー学会 第9回定時会員総会報告

一般社団法人日本太陽エネルギー学会第9回定時会員総会は5月28日（火）午後2時から東京理科大学森戸記念館第1フォーラムで開催された。

式次第は次の通り。

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議事

第1号～第3号議案

2018（平成30）年度学会各賞受賞者発表

4. 閉会の辞
5. 特別講演

開催に先立ち光田憲朗副会長より正会員569個中出席42個、委任状278個、合計320個であり定款第17条により総正会員の1/3（190個）を超えるので総会は成立した旨の報告があった。続いて須永修通会長の挨拶があり、定款により会長が議長となり、書記に光田憲朗副会長、議事録署名人に秋澤淳副会長を選出後、議事が進められた。第1号議案「2018年度事業報告並びに決算報告に関する件」について秋澤淳副会長より説明を受けた後、会計監査報告に移り、監事を代表して相曾一浩監事より「会計は適正に処理されている」との監査報告あった。議長が議案の誤記訂正を条件に賛否を問い、拍手多数により原案通り承認された。

第2号議案「2019年度事業計画並びに予算に関する件」について秋澤淳副会長より説明があり賛否を問い、拍手多数で承認された。

続いて第3号議案「定款改定に関する件」について光田副会長より①【会員総会】から【社員総会】への変更②会員種別の明確化③電磁的記録による理事会の決議を可能とする④委員会・部会設置に関する

文言の明確化の提案があり満場一致で承認された。なお定款変更は特別決議に当たるため総議決権数の2/3以上の承諾が必要となるため、後日欠席の方に確認を行い6月17日に定款の変更が承認された。

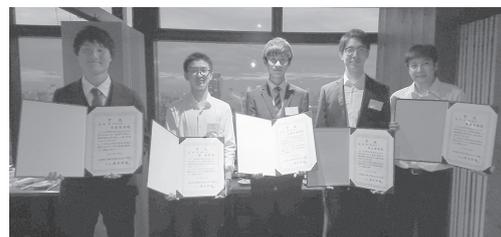
続いて秋澤淳表彰委員会委員長より学会賞選考結果について報告があり、総会は午後3時に閉会した。

総会に引き続き午後3時20分より光田憲朗副会長の司会で特別講演が行われた。今回は国立研究開発法人産業技術総合研究所の近藤道雄氏より「太陽光発電における新しい国際標準化の波－多様性への対応－」、会津電力株式会社代表取締役社長の佐藤彌右衛門氏より「再生可能エネルギーと地域の自立」と題して講演いただいた。近藤氏の講演では太陽光発電における世界の標準化の動向と、多様性をます新技術にたいする標準化でイニシアチブを取ることの重要性について紹介があった。佐藤氏の講演では、原発事故を契機に、安全でクリーンなエネルギーの地域による自立（地域で使う電力は地元のエネルギー生産でまかなう）を目指したご自身の活動の紹介があり大きな感銘を受けた。

特別講演の後、午後5時30分より飯田橋「北の味紀行と地酒北海道店」に会場を移し若尾真治副会長の司会により懇親会が催された。懇親会に先立ち、2018年度学会賞の贈呈式が行われた。須永会長から表彰状と記念のメダルが各受賞者に手渡された。贈呈された賞は功労賞の他、学会賞（技術部門）、論文賞、奨励賞（学生部門）であった。続いて田口幹朗理事（パナソニック株）による乾杯のご発声で懇親会が催され和気あいあいに終始した。最後に埴藤徳理事（森林総合研究所）の中締めで当学会の益々の発展を祈念し終了した。



表彰式参加者



奨励賞（学生部門）受賞者（表彰式出席者のみ）

(第1号議案) 2018年度事業報告並びに決算報告

# 一般社団法人日本太陽エネルギー学会 2018 (平成30) 年度事業報告

自：2018年4月1日

至：2019年3月31日

## 1. 第8回定時会員総会

期日：2018年5月30日(水)

場所：東京理科大学森戸記念館第1フォーラム

議事：

- (1) 平成29年度事業報告並びに決算報告および剰余金処分ならびに会計監査報告の承認に関する件
- (2) 平成30年度事業計画並びに予算の承認に関する件
- (3) 定款改定の件
- (4) 第5期役員選任に関する件
- (5) 特別講演

「再生可能エネルギー100%への国内外の最新動向」認定NPO法人環境エネルギー政策研究所  
松原弘直氏

- (6) 表彰 担当：表彰委員会(委員長：須永修通)  
次の方々に各学会賞を贈り表彰した。(敬称略)

### 1) 2017年度 功労賞

脇坂健一郎((株)フジキン/元パナソニック(株))

### 2) 2017年度 論文賞

表題「精密制御した静電スプレーによる曲面有機太陽電池の作製」掲載号 Vol.43, No.2 (238号)  
早川晴美, 高久英明, 田島右副(理化学研究所)

### 3) 2017年度 奨励賞(一般部門)

表題「集光太陽光を用いた熱光起電力発電システムの発電試験」小松山朝華(東北大学大学院)

### 4) 2017年度 奨励賞(学生部門)

表題「熱画像を用いたPVセルのRsh低下判定に関する研究」佐藤弘輝(名城大学)

表題「屋外測定した電流-電圧特性の解析によるストリング最大出力推定方法の提案」舟橋聖人(筑波大学)

表題「地中熱を利用した全館空調住宅に関する研究」茂木拓也(前橋工科大学)

表題「住宅の断熱性能が居住者に与える効果・影響に関する研究」食野 遼(首都大学東京)

表題「衛星データを用いたPVS遠隔診断に向

けた評価手法の検討とクラスタリングの有効性評価」川崎航太(筑波大学)

表題「乾燥地に設置するPVモジュール上の電界による砂塵堆積防止の基礎研究」小田原直樹(鳥取大学)

表題「流体動圧軸受を用いた小型フライホイール蓄電装置の開発」鈴木越生(長岡技術科学大学)

表題「固相相転移型潜熱蓄熱材を用いた集光型太陽電池セルの温度平準化」佐藤大輔(長岡技術科学大学)

表題「ZEHを可能とするPVTソーラーパネルの提案と開発」寺島康平(慶應義塾大学)

表題「リン酸水素セシウムをベースとしたプロトン伝導ガラスの合成と中温作動型燃料電池への応用」小笠原気八(東京工業高等専門学校)

表題「常温常圧下における電気化学的窒素還元触媒の探求(1)」田中駿之介(東京工業高等専門学校)

表題「太陽光発電システム火災事故を対象としたリスク分析の検討」Muhammad Akbar Sihotang(筑波大学)

表題「ビルトイン追尾式集光型太陽光発電モジュールの設計・製作」伊藤淳史(長岡技術科学大学)

5) 懇親会 参加者：41名

## 2. 理事会

第44回理事会 2018年5月8日(火)

第45回理事会 2018年7月10日(火)

第46回理事会 2018年9月14日(金)

第47回理事会 2018年11月7日(水)

第48回理事会 2019年1月8日(火)

第49回理事会 2019年3月14日(火)

## 3. 各種委員会活動

### 3.1 事業委員会(委員長：木村英樹)

- (1) 各種委員会・部会と連携してセミナー・講演会

を企画した。

- (2) 電気自動車・燃料電池車・ソーラーカー製作講習会

開催日:2019年2月23日(東海大学高輪キャンパス)

参加者:228名

### 3.2 広報委員会 (委員長:加藤和彦)

- (1)「第13回再生可能エネルギー世界展示会」(協賛)

開催日:2018年6月19日~22日

会場:パシフィコ横浜

アカデミックコーナーに出展し研究発表会や出版物の紹介を行った。

入場者数:24,004名

- (2) 適宜, 学会ホームページの更新を行った。

- (3) 会員サービス充実と学会知名度向上を図るため, くにびきメッセで開催した研究発表会において参加者アンケートを実施した。15名から回答があり提案や要望内容を検討した。

### 3.3 学会誌編集委員会 (委員長:埴 藤徳)

- (1) 学会誌「Journal of Japan Solar Energy Society (太陽エネルギー)」発刊

Vol.44, No.3 245号 平成29年5月(93頁)

Vol.44, No.4 246号 平成29年7月(96頁)

Vol.44, No.5 247号 平成29年9月(80頁)

Vol.44, No.6 248号 平成29年11月(90頁)

Vol.45, No.1 249号 平成30年1月(132頁)

Vol.45, No.2 250号 平成30年3月(156頁)

以上, 通巻245号から250号を発行した。

- (2) 研究論文・技術論文・短報は7編を掲載した。

- (3) 研究講演会・セミナーの講演要旨を学会誌特集記事として掲載した。

- (4) 「学会誌投稿規程」「著作権規程」「執筆の手引きとフォーマット」「論文投稿票」を改定しHPに掲載した。

- (5) Vol.44, No.2掲載の論文からJ-STAGE(科学技術振興機構)に登録した。発刊後1年間は会員専用の開示になるが, 1年経過後から一般公開する。

### 3.4 出版委員会 (委員長:秋澤 淳)

- (1) 「[改訂] 新太陽エネルギー利用ハンドブック」は14冊を販売した。

- (2) 「太陽光発電システムの定期点検及び不具合調査に関するガイドラインについての報告書」(JET編) 第2版は完売となり, 今後CD-ROM版として頒布する。

### 3.5 国際交流委員会 (委員長:山田 昇)

「グランド再生可能エネルギー2018国際会議」において国際太陽エネルギー学会/日本太陽エネル

ギー学会ジョイントセッション「RE100 in the world and Japan」を開催した。

開催日:2018年6月19日(水)

会場:パシフィコ横浜

### 3.6 研究発表会運営委員会 (委員長:盧 炫佑)

2018年度日本太陽エネルギー学会・日本風力エネルギー学会合同研究発表会を開催した。

- (1) 期日:2018年11月7日(水)~9日(金)

- (2) 会場:くにびきメッセ(島根県松江市)

- (3) 参加登録者数:207名

- (4) 一般講演論文:98件 ポスター:16件

- (5) 特別講演「韓国における温室効果ガス削減の取組-再生可能エネルギー3020- 韓国太陽エネルギー学会長(KSES) 宋斗三(Doosam Song)氏

- (6) 市民講演I「ソーシャルデザインをめざす[認定NPO法人自然再生センター]の活動」認定NPO法人自然再生センター理事長 熊谷昌彦氏

- (7) 市民講演II「くにびきとはなに?~出雲だけの神話が語る世界~」荒神谷博物館学芸顧問 平野芳英氏

- (8) 懇親会(2018年11月8日(木))

くにびきメッセ内レストラン 参加者:75名

- (9) 見学会(2018年11月7日(水))

松江バイオマス発電所, 雲南市庁舎 参加者33名

- (10) 次年度(2019年度)開催地

会場:リンクステーションホール青森(青森市)

開催日:2019年10月16日(水)~18日(金)

見学会:2019年10月16日(水)

- (11) 論文集のペーパーレス化(CDROM配布)を実施したが, 概ね好評であったため2019年度もCDROM配布とする。

### 3.7 学会活性化委員会 (委員長:若尾真治)

若手研究者の自由な発表の場を提供することを検討し以下の開催を決定した。

開催日:2019年8月9日(金)

会場:早稲田大学西早稲田キャンパス

### 3.8 学会規程委員会 (委員長:光田憲朗)

- (1) 定款の改定作業を実施し第9回定時会員総会に定款改定を諮ることとした。

- (2) 部会運営規程を見直し改定した。

- (3) 就業規則を見直し改定した。

### 3.9 表彰委員会 (委員長:秋澤 淳)

- (1) 2018年度論文賞は2017年, 2018年学会誌掲載26編の中から1編を選考した。

奨励賞(一般部門)は該当無し。

奨励賞(学生部門)は10名を選考した。(各賞受

賞者は別掲)

- (2) 功労賞 次の受賞者を選考し第9回定時会員総会において表彰することとした。

太和田善久氏 (大阪大学招聘教授)

- (3) 学会賞は技術部門において応募があり審査の結果、以下のとおり表彰することとした。

団体会員：OMソーラー株式会社

対象となる技術：太陽熱・排熱利用暖冷房換気給湯システム (OMX)

## 4. 部会活動

### 4.1 太陽熱部会 (部会長：山田 昇)

- (1) 「エコプロ2018」に出展

会期 2018年12月7日～9日

会場 東京ビッグサイト

- (2) 再生可能エネルギー国際展示会および国際会議における太陽熱分野に関する企画運営協力

会期 2018年6月17～22日

会場 パシフィコ横浜

### 4.2 太陽光発電部会 (部会長：加藤和彦)

- (1) 「住宅用太陽光発電システムの安心・安全な利用のために」セミナー (2018 JSES・JWEA 合同研究発表会連動企画 2018年11月7日 共催：市民共同発電まつえ、緑パワーしまね

参加者 39名

- (2) 第25回セミナー「太陽光発電システムの大量導入とエネルギー・マネージメントの課題」(2018年11月12日開催/東京都港区機械振興会館)

参加者 51名

- (3) 第26回セミナー「太陽光発電設備の安全性に関するランダムトーク」(2019年2月21日開催/NATULUCK 神田駅前会議室)

参加者 86名

- (4) 日本電気技術規格委員会/需要設備専門部会/保安全管理分科会/保安全管理小委員会に参画した。成果として2019年2月15日に「自家用電気工作物保安全管理規程 (JEAC8021-2018)」が (一社) 日本電気協会から発刊された。

### 4.3 光化学・バイオマス部会 (部会長：埴 藤徳)

- (1) 研究発表会における100% RE 特設セッション企画 (2018年11月9日/くにびきメッセ)

参加者 30名程度

- (2) 太陽光化学・バイオマス部会第9回研究講演会「太陽エネルギー利用技術と次世代農業」(2019年3月27日開催/東京理科大学森戸記念館)

参加者 13名

### 4.4 ソーラー建築部会 (部会長：太田 勇)

- (1) 先進的ソーラー建築・省エネ建築 YKK80ビル見学会 (2018年8月30日/東京都千代田区)

参加者 15名

- (2) 先進的ソーラー建築・省エネ建築 雲南市役所見学会 (2018年11月7日開催)

参加者 33名

- (3) 住宅における蓄熱技術セミナー (2019年3月18日開催/東京理科大学森戸記念館)

参加者 22名

### 4.5 100%再生可能エネルギー部会 (部会長：秋澤 淳)

- (1) 研究発表会における100% RE 特設セッション企画 (2018年11月9日/くにびきメッセ)

参加者 30名程度

## 5. 関西支部の活動 (支部長：光田憲朗)

- (1) 幹事会

第1回幹事会：2018年4月25日 (水)

第2回幹事会：2018年7月31日 (火)

第3回幹事会：2019年1月10日 (木)

- (2) 大河内揚水発電所・太田ダム・長谷ダム (兵庫県神崎郡)/史跡生野銀山見学会 (2018年9月11日開催)

参加者：22名

- (3) 2018年度シンポジウム「再生可能エネルギーの導入拡大と課題」(2018年12月6日開催/大阪市立大学文化交流センター)

参加者：31名

- (4) 関西支部第1回研究室探訪 (近畿大学 東大阪キャンパス 2019年2月27日)

参加者：13名

## 6. 会員推移

今年度の会員数推移は下記の通りとなった。

・当期 (2018年度) 新入会員

個人会員 30名, 学生会員 41名 団体会員 1社

・当期末 (2019年3月31日) の会員数

終身会員 21名

個人会員 552名

学生会員 37名

シニア会員 8名

合計 618名

学校会員 2校

団体会員 39団体

## 2018（平成30）年度一般会計収支報告

自：2018年4月1日 至：2019年3月31日

### 一般会計

#### 収入の部 (単位：円)

科 目	予算	実績
前期繰越金	1,709,361	1,709,361
会費	13,590,000	13,618,908
学会誌・書籍	1,920,000	1,604,060
雑収入	130,000	614,363
研究発表会	3,280,000	3,064,160
各種事業・部会等	3,100,000	2,115,078
当期収入	22,020,000	21,016,569
合計	23,729,361	22,725,930

#### 支出の部 (単位：円)

科 目	予算	実績
会議費	590,000	852,591
学会誌他印刷費	4,610,000	4,846,498
支部交付金	250,000	250,000
賛助会費	123,500	123,500
研究発表会	2,750,000	1,624,964
見学会・講演会	1,310,000	952,696
維持経費	4,260,000	4,038,858
人件費	7,535,000	7,623,236
法人税	70,000	70,000
税理事務所報酬	520,000	518,400
当年度支出計	22,018,500	20,900,743

### 特別会計（出版事業）

#### 収入の部 (単位：円)

科 目	予算	実績
前年度繰越金	28,351	28,351
書籍売上	300,000	452,480
合計	328,351	480,831

#### 支出の部 (単位：円)

科 目	予算	実績
販売経費（パンフ・送料等）	60,000	20,869
期首棚卸し資産		2,067,520
期末棚卸し資産		1,667,470
合計	60,000	420,919
次年度繰越金		59,912

### 貸借対照表（2019年3月31日）

(単位：円)

資産の部		負債・純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金	61,277	未払い金	97,802
普通預金	6,944,979	前受け金	66,000
定期預金	12,220,520	預かり金	296,511
2. 出版物棚卸し資産	1,667,470	負債の部合計	460,313
3. 未収入金	351,166	III. 純資産の部	
		1. 別途積立金	18,900,000
		2. 繰越利益剰余金	
		前期繰越利益	1,737,712
		当期利益	147,387
		次年度繰越金	1,885,099
合計	21,245,412	合計	21,245,412

## 損益計算書

自：2018年4月1日 至：2019年3月31日

### 収入の部

(単位：円)

項 目	非収益事業	収益事業	合 計	備 考
1. 会費収入	13,618,908		13,618,908	
2. 事業収入	5,296,805	2,553,336	7,850,141	
学会誌		1,604,060	1,604,060	定期購読・論文掲載・広告
書籍		572,260	572,260	
各種部会講演会・見学会	1,268,608		1,268,608	
ソーラーカー講習会	628,410		628,410	
同上テキスト広告		98,280	98,280	
研究発表会登録費等	1,723,000		1,723,000	
見学会・懇親会等	438,000		438,000	
論文集売上げ・広告		203,160	203,160	
助成金	700,000		700,000	
雑収入・その他	84,490		84,490	
著作権料		41,430	41,430	
特別会計収入（表彰資金）	201,338		201,338	
受取利息	1,264	171	1,435	
前期損益・法定福利費修正益	251,695	33,975	285,670	法定福利費・健康保険料
合 計	18,915,713	2,553,336	21,469,049	

### 支出の部

管理費は非収益事業と収益事業収入から按分した

項 目	非収益事業	収益事業	合 計	備 考
1. 事業支出	2,922,294	45,174	2,967,468	
諸会費（交付金・協賛金）	343,767	29,733	373,500	関西支部・ソ振協
雑費	16,308		16,308	ニコス事務手数料
部会支出	724,257		724,257	
ソーラーカー製作講習会	228,439		228,439	
研究発表会開催費	1,031,509		1,031,509	
研究発表会見学会等	360,570		360,570	
論文集CDROM製作費	217,444	15,441	232,885	
2. 管理費	15,835,436	2,448,758	18,284,194	
職員給与	6,470,482	873,418	7,343,900	
退職金	146,635	19,794	166,429	H30分のみ(別途引当金から充当)
福利厚生費・法定福利費	99,479	13,428	112,907	
広告費（ホームページ）	163,857	22,119	185,976	
会議費（総会・理事会）	390,435		390,435	
会議費（その他）	79,124	10,681	89,805	
旅費交通費	616,286	83,190	699,476	
通信費	297,566	40,167	337,733	電話料・郵送料等
消耗品・雑費	482,854	48,871	531,725	
水道光熱費	111,945	15,112	127,057	
賃借料	1,390,802	187,738	1,578,540	
リース料	486,776	65,708	552,484	
学会誌制作費	3,635,634	490,756	4,126,390	封筒・シール代含む
原稿料	634,464	85,644	720,108	
書籍印刷・発送費		430,478	430,478	
支払い報酬（会計事務所）	456,746	61,654	518,400	
学会賞	372,351		372,351	
租税公課			0	
合 計	18,757,730	2,493,932	21,251,662	
税引前当期損益	157,983	59,404	217,387	
法人税・住民税・事業税		70,000	70,000	2018年度分事業税
当期純損益	157,983	-10,596	147,387	

会計監査報告

## 2018(平成30)年度会計監査報告書

一般社団法人日本太陽エネルギー学会  
会長 須永 修通 殿

一般社団法人日本太陽エネルギー学会 2018(平成30)年度(2018年4月1日より2019年3月31日)の決算について一般社団法人日本太陽エネルギー学会定款第37条に基づき、決算書、帳簿、伝票、証憑書類を監査した結果、適正に処理、記載されていることを確認した。

2019年5月25日

監事 相曽一浩 印  
監事 夏目貴史 印

### (第2号議案) 2019年度事業計画

## 一般社団法人日本太陽エネルギー学会 2019(令和元)年度事業計画

自：2019年4月1日  
至：2020年3月31日

### 1. 第9回定時会員総会

期日：2019年5月28日(火)

会場：東京理科大学森戸記念館第1フォーラム  
議事

- (1) 2018(平成30)年度事業報告並びに決算報告および剰余金処分(案)ならびに会計監査報告の承認に関する件
- (2) 2019年度事業計画並びに予算(案)の承認に関する件
- (3) 定款改定の件
- (4) 2018年度学会各賞選考報告
- (5) 特別講演  
「太陽光発電における新しい国際標準化の波－多様性への対応－」  
(国研)産業技術総合研究所 近藤道雄氏  
「再生可能エネルギーと地域の自立」  
会津電力(株) 佐藤彌右衛門氏

### 2. 理事会

6回/年 開催し、遅滞なく業務を執行する。

### 3. 各種委員会

#### 3.1 事業委員会(委員長：木村英樹)

- (1) ソーラーカー製作講習会は東日本地区で開催を企画する。

- (2) 気象関連セミナーを企画する。

#### 3.2 広報委員会(委員長：加藤和彦)

- (1) 「第14回再生可能エネルギー世界展示会」出展(2019年7月10日～12日開催・パシフィコ横浜)同展アカデミックコーナーに本会ブースを設け本会の活動内容をPRする。
- (2) ホームページを改善し会員向けサービスの充実ならびに非会委員向けに学会活動のPRを図る。

#### 3.3 学会誌編集委員会(委員長：埴 藤徳)

- (1) 学会誌「太陽エネルギー」をVol.45, No.3(通巻251号)～Vol.46, No.2(通巻256号)までの6回発行する。各号特集記事の充実を図る。
- (2) 太陽エネルギー利用に関連する教育講座や国際会議報告、研究室紹介等を掲載し、幅広い会員に親しめる学会誌編集を行う。
- (3) 論文投稿を促進するため、特集記事と関連した論文の投稿を検討する。

#### 3.4 出版委員会(委員長：秋澤 淳)

「新太陽エネルギー利用ハンドブック」(第1刷ならびに第V編)の完売に向けて拡販を図る。

#### 3.5 国際交流委員会(委員長：山田 昇)

韓国太陽エネルギー学会(KSES)、中国再生可能エネルギー学会(CRES)等との相互交流を図り国際セッション設置に向けた学会協力について検討する。

### 3.6 研究発表会運営委員会（委員長：盧 焯佑）

- (1) 2019年度 JSES 研究発表会は「リンクステーションホール青森」（青森市）において2019年10月16日（水）～18日（金）に開催する。
- (2) ポスターセッションを設け聴講の機会を増やす。
- (3) 特定テーマの特設セッションを設け新技術について公開討論を行う。
- (4) 昨年同様論文集はCDROM配布とするが、進行表とプログラムは紙媒体での配布を実施する。
- (5) 見学会は2019年10月16日（水）に開催する。

### 3.7 学会活性化委員会（委員長：若尾真治）

若手研究者とベテラン研究者との有益なディスカッションを期待してJSES・若手研究発表会を開催する。開催日：2019年8月9日（金）

会場：早稲田大学西早稲田キャンパス

### 3.8 学会規程委員会（委員長：光田憲朗）

各種規程の整備，見直し，改定を推進する。

### 3.9 表彰委員会（委員長：秋澤 淳）

「論文賞」（押田賞を含む）、「奨励賞」，「功労賞」，「学会賞（学術部門）」，「学会賞（技術部門）」，「社会貢献賞」の受賞者を選考し，研究開発ならびにその実用化促進に関する優れた業績を顕彰する。

なお，「奨励賞」については研究発表会において予備審査を行う。

## 4. 各種部会

会員相互交流の他，新規会員の拡充を図るため，各部会において勉強会，セミナー，講演会等を企画運営する。

### 4.1 太陽熱部会（部会長：山田 昇）

- (1) 太陽熱利用および関連技術に関するセミナー，講習会，講演会の企画太陽エネルギー利用設備の見学
- (2) 「第14回再生可能エネルギー世界展示会」（2019年7月10日～12日）の企画運営に協力する。
- (3) 「エコプロダクツ展2019」出展（2019年12月5～7日／東京ビッグサイト）
- (4) 太陽熱利用技術に関する教材の制作（バーチャルソーラー大学）部会サイト，出版等を通じて提供

### 4.2 太陽光発電部会（部会長：加藤和彦）

- (1) JSES 太陽光発電について考える夏合宿2019（2019年8月26日～28日 水明館（岐阜県下呂市）

- (2) 第27回セミナー「地域社会のエネルギー自立について考える」（仮）（2019年11月予定）

- (3) 第28回セミナー「太陽光発電の発電量評価・診断技術の最新動向」（仮）（2019年12月予定）

- (4) 第29回セミナー「蓄電池・エネルギー貯蔵技術の最新動向」（2020年1月予定）

### 4.3 光化学・バイオマス部会（部会長：埜 藤徳）

- (1) 光化学・バイオマス部会第10回講演会「バイオマスによる化石資源消費型材料の削減-2050年80% 二酸化炭素削減を目指して-」（2019年5月21日開催）

### 4.4 ソーラー建築部会（部会長：太田 勇）

- (1) 住宅における蓄熱技術セミナー（第2回）（秋開催予定）
- (2) 最新省エネルギー建築見学会（COOP 共済プラザ（渋谷区千駄ヶ谷）夏開催予定）
- (3) 夏の暑さ対策事例見学会（オリパラプレイベント（東京）夏開催予定）

### 4.5 100%再生可能エネルギー部会（部会長：秋澤 淳）

- (1) 部会設立記念講演会（2019年6月3日開催 東京理科大学森戸記念館）
- (2) 見学会（100%REに関連する施設等の見学 11月予定）
- (3) 研究発表会におけるオーガナイズドセッションの企画（2019年10月17日～18日 青森市）

## 5. 関西支部の行事（支部長：光田憲朗）

見学会，シンポジウム等を開催し関西地区会員の啓発活動を行う。

- (1) 見学会（9月実施予定）
- (2) シンポジウム（12月開催予定）
- (3) 第2回～4回研究室探訪（2019年6月，10月，2020年2月実施予定）
- (4) 幹事会3回／年を実施する。

## 6. 会員増加と財務基盤強化

事業委員会ならびに各種委員会・各種部会を通じ個人会員，団体会員の増加を図る他，講演会やセミナー等の事業を強化する。また学会誌や研究発表会予稿集，学会誌広告掲載を増強して経営の安定化ならびに財務基盤の強化を図る。

## 2019（令和元）年度収支予算計画

自：平成 29 年 4 月 1 日 至：平成 30 年 3 月 31 日

### 一般会計

#### 収入の部 (単位：円)

科目	予算
前期繰越金	1,825,187
会費	12,962,000
学会誌	1,627,000
研究発表会	2,830,000
各種事業・講演会	3,580,000
雑収入	130,000
当年度収入計	21,129,000
合計	22,954,187

#### 支出の部 (単位：円)

科目	予算
会議費	640,000
学会誌	6,038,000
支部交付金	250,000
賛助会費	123,500
研究発表会	1,450,000
各種事業・講演会	1,330,000
維持経費	4,095,540
人件費	6,605,000
事業税等	70,000
税理事務所報酬	518,400
当期支出計	21,120,440
次年度繰越金	1,833,747
合計	22,954,187
正味財産増減額	8,560

### 特別会計

#### 1. 出版事業

#### 収入の部 (単位：円)

科目	予算
前年度繰越金	59,912
書籍売上	300,000
合計	359,912

#### 支出の部 (単位：円)

科目	予算
販売経費	60,000
期首棚卸し資産	1,667,470
期末棚卸し資産	1,412,470
合計	315,000
次年度繰越金	44,912

### 関西支部 2018(平成 30)年度収支報告

#### 収入の部 (単位：円)

科目	予算	実績
前期繰越金	456,734	456,734
交付金	250,000	250,000
見学会参加費	100,000	83,000
シンポジウム参加費	100,000	81,000
その他(利子)	0	4
合計	906,734	870,738

### 関西支部 2019(令和元)年度収支予算計画

#### 収入の部 (単位：円)

科目	実績
前期繰越金	497,596
交付金	250,000
見学会参加費	100,000
シンポジウム参加費	100,000
その他(利子)	0
合計	947,596

#### 支出の部 (単位：円)

科目	予算	実績
幹事会会議費(3回分)	180,000	139,710
見学会経費	200,000	156,932
シンポジウム経費	150,000	56,500
研究室探訪(1回)	0	20,000
合計	530,000	373,142
次期繰越金	376,734	497,596

#### 支出の部 (単位：円)

科目	実績
幹事会会議費(3回分)	150,000
見学会経費	200,000
シンポジウム経費	100,000
研究室探訪(3回)	60,000
合計	510,000
次期繰越金	437,596

(第3号議案) 定款改定の件

JSES定款の主な改正ポイント

- ①【会員総会】を学会では一般的な用語である【社員総会】に変更しました。
- ②会員種別の文言を明確化しました。
- ③メール等の電磁的記録による理事会の決議を可能としました。
- ④委員会、部会等の設置に関する文言を明確化しました。

2019年5月28日定款改定内容一覧

条文	改定前	改定後
(目的) 第3条	この法人は、太陽エネルギー利用に関する基礎と応用に関わる会員相互の連絡・親睦および外国の研究者・研究団体との交流を図ることを目的とし、併せて科学技術の振興と研究成果の普及を図る。	この法人は、 <u>太陽エネルギーをはじめとする風力・バイオマス等の再生可能エネルギー利用、並びに、持続可能な社会構築に関する事項に関わる会員相互の連絡・親睦及び国内外の研究者・研究団体との交流</u> を図ることを目的とし、併せて科学技術の振興と研究成果の普及を図る。
(事業) 第4条	(1) 学会誌、ニュースレター等の発行 (2) 研究会、研究発表会、講演会、講習会、見学会などの開催 (3) 太陽エネルギー利用に関する海外の学術団体との情報の収集と提供	(1) 学会誌、 <u>電子メールやホームページ等での情報発信</u> (2) 研究会、研究発表会、講演会、講習会、見学会、 <u>セミナー等の開催</u> (3) <u>太陽エネルギーをはじめとする風力・バイオマス等の再生可能エネルギー利用、並びに、持続可能な社会構築に関する事項に関する資料及び情報の収集と提供及び国内外の研究者・研究団体との交流</u>
(法人の構成員) 第5条	この法人の会員は、次の6種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。なお、高等専門学校生、大学生、修士課程および博士課程の大学院生、中学校、高等学校、各種専門学校ならびに名誉会員は正会員となる資格を有しない。  なお、高等専門学校生、大学生、修士課程および博士課程の大学院生、中学校、高等学校、各種専門学校ならびに名誉会員は正会員となる資格を有しない。	この法人の会員は、次の4種とし、正会員とシニア会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。 <u>なお、学生会員及び学校会員は社員及び正会員となる資格を有しない。</u> <u>また、以前に定められた終身会員、名誉会員は、今後も、その地位・権利を維持する。</u>  <u>なお、学生会員及び学校会員は社員及び正会員となる資格を有しない。また、以前に定められた終身会員、名誉会員は、今後も、その地位・権利を維持する。</u>
	(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体とし、それぞれ個人会員、団体会員と呼称する	(1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とし、それぞれ個人会員、団体会員と呼称する。なお、団体会員については <u>3名まで正会員として登録できるものとする。</u>
	(6)シニア会員 満60歳以上の定職に就いていない個人で理事会において承認された者(2019年度から実施)	(2) シニア会員： <u>この法人の目的に賛同して入会した満60歳以上の定職に就いていない個人で、理事会において承認された者</u>
	(2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した高等専門学校生、大学生、修士課程および博士課程の大学院生。 但し卒業または修了し個人会員への移行を希望する者は2ヶ年に限り学生会員と同等額の会費を認める	(3) 学生会員：この法人の目的に賛同して入会した <u>高校生、高等専門学校生、大学生、修士課程及び博士課程の大学院生</u>
	(4) 終身会員 この法人の発展に長年にわたって寄与した正会員で理事会において承認された者	(削除)
	(5) 名誉会員 この法人に功勞のあった者で会員総会において推薦された者	(削除)
(会員の資格の取得) 第6条	会員となるには、この法人が定める様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。 2 団体が入会申込書を提出するときは、団体の代表者としてこの法人に対しその権利を行使する者1名を指定しなければならない。この者を指定代表者という。	会員となるには、この法人が別に定める <u>入会申込書</u> による申込みをし、会長の承認を得るものとする。 2 団体が入会申込書を提出するときは、 <u>前条第1号の団体会員の正会員登録者のうち1名を、団体の代表者として指定しなければならない。この者を指定代表者という。</u>
(会員資格の喪失) 第10条	(1)1年以上会費を滞納したとき (2)総会員の同意があったとき (3)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。	(1)1年以上会費を滞納したとき (2)死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき (3) <u>この法人が解散したとき</u>
(会員資格喪失に伴う権利及び義務) 第11条	会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。 ただし、正会員については、一般法人法上の社員としての地位も失う。また、未履行の義務は、これを免れることはできない。	会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。 さらに、 <u>正会員及びシニア会員については、一般法人法上の社員としての地位も失う。</u> <u>ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。</u>

第4章	会員総会	社員総会
(構成及び権限) 第12条	この法人の社員総会(以下「会員総会」という。)は、正会員ならびに第5条の(2)から(5)の会員で構成され、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。  2 会員総会は、事業報告、事業計画、予算、決算の承認、役員を選出、定款の変更、会員の資格得喪その他の事項を審議し決議を行う。	この法人の社員総会(これまで開催した会員総会と同じ)は、社員で構成され、定時社員総会を、毎事業年度の終了後3か月以内に毎年開催し、臨時社員総会は、必要に応じて臨時に開催する。  2 社員総会は、事業報告、事業計画、予算、決算の承認、役員を選出、定款の変更、会員の資格得喪その他の事項を審議し決議を行う。
(開催及び招集) 第13条	会員総会は、主たる事務所が所在する東京都内において開催する。	社員総会は、主たる事務所が所在する東京都内において開催する。
第14条	会員総会の招集は、理事会の決議に基づき会長が招集する。  2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員が、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して会員総会の開催を会長に請求した場合は、会長が会員総会の招集をする	社員総会の招集は、理事会の決議に基づき会長が招集する。  2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員が、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して臨時社員総会の開催を会長に請求した場合は、会長が臨時社員総会の招集をしなければならない。
(議長) 第15条	会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該会員総会において議長を選出する。	社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で定める順位に従って副会長1名が当該社員総会において議長を務める。
(議決権) 第16条	議決権を有するのは正会員のみである。	議決権を有するのは社員のみである。 社員総会における議決権は、正会員及びシニア会員1名につき1個とする。
(決議の方法) 第17条	会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、委任状を含む総正会員の3分の1以上の正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。	社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、委任状を含む総社員の3分の1以上の社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもってこれを行う。
(議事録) 第18条	会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、会員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。	社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
(役員を選任) 第21条	理事及び監事は、会員総会の決議によって正会員のうちから選任する。  会長は、この法人を代表し、業務を執行する。  2 副会長は会長の業務を補佐する。  3 代表理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	理事及び監事は、社員総会の決議によって社員のうちから選任する。  理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。 また、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。  2 会長は、この法人を代表し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務を執行する。  3 副会長は、会長の業務を補佐する。
(監事の職務及び権限) 第22条	2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。	2 監事は、いつでも理事及び第38条に定める事務局長に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
(役員任期) 第24条	理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。  2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。	理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。  2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
(役員解任) 第25条	役員は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない	役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合の決議は、総社員の半数以上であって、社員総会に出席した社員の議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない
第30条	(権限)  (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項	(職務と権限)  (4) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
(決議) 第32条	理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除き、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。	理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除き、理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。  2 前項の規定にかかわらず、理事の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
(議事録) 第33条	(未記載)	3 議事録は当該理事会開催の日から10年間主たる事務所に備え置く。
(理事会規則) 第34条	理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規定による。	理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

	第10章 補足	第7章 委員会、部会及び支部
	<p>(各種委員会ならびに各種部会)</p> <p>第41条 この法人は、理事会の承認を得て各種委員会ならびに各種部会を設立することができる。</p> <p>2 それぞれの委員会ならびに部会は担当理事または部会長が招集し、この法人の目的に沿って活動する。</p> <p>3 委員会ならびに部会の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別途定める</p> <p>(支部)</p> <p>第42条 この法人は、理事会の決議を得て、必要な地に支部を置くことができる。</p> <p>2 支部長は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。</p> <p>3 支部の組織および運営は、理事会が別途定める支部運営規定による。</p>	<p>(委員会)</p> <p>第35条 この法人は、業務運営上の必要から、常設の委員会として、学会誌編集委員会、研究発表会運営委員会、広報委員会、学会規程委員会を置く。</p> <p>2 この法人は、前項の常設委員会のほかに、理事会の決議を経て各種委員会を設置することができる。</p> <p>3 委員会は委員長が招集する。</p> <p>4 委員会の組織及び運営については、別に理事会が定める委員会運営規程による。</p> <p>(各種部会)</p> <p>第36条 この法人は、理事会の決議を経て各種部会を設置することができる。</p> <p>2 部会は部会長が招集し、この法人の目的に沿って活動する。</p> <p>3 部会の組織及び運営については、別に理事会が定める部会運営規程による。</p> <p>(支部)</p> <p>第37条 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に支部を置くことができる。</p> <p>2 支部長は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。</p> <p>3 支部の組織及び運営は、別に理事会が定める支部運営規程による。</p>
	第10章 補足	第8章 事務局
(事務局)	<p>第43条 この法人に、事務を処理するため主たる事務所に事務局を設け、これを東京都に置く。</p> <p>3 事務局長は理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は会長が任命する。</p>	<p>第38条 この法人に、事務を処理するため主たる事務所に事務局を設ける。</p> <p>3 事務局長は理事会の決議を経て会長が委嘱し、職員は会長が任命する。</p>
	第7章 資産および会計	第9章 資産及び会計
(事業年度)	第35条	第39条
(事業計画及び収支予算)	第36条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。	第40条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに事務局長及び会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
(事業報告及び決算)	<p>第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時会員総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時会員総会で承認を受けなければならない。</p> <p>2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に定時会員総会の2週間前の日から5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。</p>	<p>第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局長及び会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会で承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に定時社員総会の2週間前の日から5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。</p>
(解散)	第38条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、会員総会において、その決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。	第42条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる決議により解散することができる。
(残余財産の帰属等)	第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
(公告の方法)	第40条	第44条

(功労賞・学会各賞の贈呈)

## 2018（平成30）年度 功労賞・学会各賞 受賞者（敬称略）

### 1. 2018年度 功労賞

太和田 善久（大阪大学招聘教授／元株式会社カネカ）

### 2. 2018年度 学会賞（技術部門）

技術名称 「太陽熱・排熱利用暖冷房換気給湯システム（OMX）」

OMソーラー株式会社 盧 炫佑／相曾一浩

### 3. 2018年度 論文賞

論文表題「ポリ塩化ビニル製過冷却蓄熱管内の過冷却水の凍結開始に対する電場の効果」

掲載号 Vol.44, No.2 (244号)

藤本雅則, 栩谷吉郎（金沢工業大学）

### 4. 2017年度 奨励賞

【一般部門】 対象者なし

【学生部門】

論文 No.2 複数の無線通信基地局における PV システムの統合制御に関する基礎的検討

村上雄基（早稲田大学）

論文 No.10 屋外 PV モジュール現地診断のための STC 逆換算法の提案

加藤亮輔（筑波大学）

論文 No.24 住宅の断熱性能と明るさ感に関する研究

千葉啓祐（首都大学東京）

論文 No.25 既存戸建て住宅の室内温熱環境とリフォームに関する研究 - 居住者の意識に関するアンケート調査 -

坂西未悠（首都大学東京）

論文 No.38 高温ハニカムレシーバの連成熱伝達問題におけるセルサイズの影響

中倉満帆（新潟大学）

論文 No.46 太陽光発電パネル群が周辺の温熱環境に及ぼす影響の CFD 解析

小野寺拓馬（東京大学）

論文 No.48 暗状態の I-V 特性を用いたセル温度推定方法の提案

舟橋聖人（筑波大学）

論文 No.53 Impact Assessment of PV Power Output Forecast Accuracy on Efficient Distributed Generator's Operation of Stand-alone Microgrid

Guowei Chon（名古屋大学）

論文 No.54 衛星データを用いた遠隔診断手法の設置情報欠落 PVS への適用検討

川崎航太（筑波大学）

論文 No.79 木造戸建住宅における自然エネルギー利用換気システムの外気負荷削減効果と太陽光発電によるエネルギー自立性予測

渡邊拓海（工学院大学）

## 一般社団法人 日本太陽エネルギー学会 定款

2010年9月7日 制定

2019年6月17日 改定

### 第1章 総 則

#### (名称)

**第1条** この法人は一般社団法人日本太陽エネルギー学会と称し、英文では Japan Solar Energy Society と表記する。また、略称は JSES とする。

#### (主たる事務所)

**第2条** この法人の主たる事務所は東京都渋谷区に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

**第3条** この法人は、太陽エネルギーをはじめとする風力・バイオマス等の再生可能エネルギー利用、並びに、持続可能な社会構築に関する事項に関わる会員相互の連絡・親睦及び国内外の研究者・研究団体との交流を図ることを目的とし、併せて科学技術の振興と研究成果の普及を図る。

#### (事業)

**第4条** この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学会誌、電子メールやホームページ等での情報発信
- (2) 研究会、研究発表会、講演会、講習会、見学会、セミナー等の開催
- (3) 太陽エネルギーをはじめとする風力・バイオマス等の再生可能エネルギー利用、並びに、持続可能な社会構築に関する事項に関する資料及び情報の収集と提供及び国内外の研究者・研究団体との交流
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

### 第3章 会員及び社員

#### (法人の構成員)

**第5条** この法人の会員は、次の4種とし、正会員とシニア会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

なお、学生会員及び学校会員は社員及び正会員となる資格を有しない。

また、以前に定められた終身会員、名誉会員は、今後も、その地位・権利を維持する。

(1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とし、それぞれ個人会員、団体会員と呼称する。

なお、団体会員については3名まで正会員として登録できるものとする。

(2) シニア会員：この法人の目的に賛同して入会した満60歳以上の定職に就いていない個人で、理事会において承認された者

(3) 学生会員：この法人の目的に賛同して入会した高校生、高等専門学校生、大学生、修士課程及び博士課程の大学院生

(4) 学校会員：この法人の目的に賛同して入会した中学校、高等学校、各種専門学校

#### (会員の資格の取得)

**第6条** 会員となるには、この法人が別に定める入会申込書による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

2 団体が入会申込書を提出するときは、前条第1号の団体会員の正会員登録者のうち1名を、団体の代表者として指定しなければならない。この者を指定代表者という。

#### (経費の負担)

**第7条** 会員は別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

なお、入会金及び会費及びこれらの変更については、理事会の決議を経て、社員総会での承認を得るものとする。

(任意退会)

第8条 会員は別に定める退会届けをこの法人に提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、この法人の名誉を毀損し、この法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき
- (2) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (3) この法人が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

さらに、正会員及びシニア会員については、一般法人法上の社員としての地位も失う。

ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成及び権限)

第12条 この法人の社員総会（これまで開催した会員総会と同じ）は、社員で構成され、定時社員総会を、毎事業年度の終了後3か月以内に毎年開催し、臨時社員総会は、必要に応じて臨時に開催する。

2 社員総会は、事業報告、事業計画、予算、決算の承認、役員を選出、定款の変更、会員の資格得喪その他の事項を審議し決議を行う。

(開催及び招集)

第13条 社員総会は、主たる事務所が所在する東京都内において開催する。

第14条 社員総会の招集は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員が、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して臨時社員総会の開催を会長に請求した場合は、会長が臨時社員総会の招集をしなければならない。

3 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で定める順位に従って副会長1名が当該社員総会において議長を務める。

(議決権)

第16条 議決権を有するのは社員のみである。

社員総会における議決権は、正会員及びシニア会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、委任状を含む総社員の3分の1以上の社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第5章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- 2 監事は2名とする。
- 3 理事は8名以上35名以内とする。

このうち、1名を代表理事とする。

4 代表理事を会長とし、理事のうち、3名以内を副会長とすることができる。

#### (役員を選任)

**第20条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員のうちから選任する。

ただし、特に必要があると認められる場合は理事にあつては2名、監事にあつては1名を限度として社員以外のものを理事又は監事とすることを妨げない。

2 会長、副会長は理事会の決議によって理事の中から定める。

#### (理事の職務及び権限)

**第21条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

また、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 会長は、この法人を代表し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務を執行する。

3 副会長は、会長の業務を補佐する。

#### (監事の職務及び権限)

**第22条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び第38条に定める事務局長に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (名誉会長・名誉理事並びに顧問)

**第23条** この法人は名誉会長・名誉理事及び顧問を置くことができる。

名誉会長・名誉理事は本会会長経験者の中から、顧問は学識経験者の中から、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

なお、名誉会長及び名誉理事は理事会に出席し、顧問は理事会の要請に応じて会議に出席し、会務について意見を述べることができる。

ただし、名誉会長・名誉理事及び顧問は決議には参加しないものとする。

#### (役員任期)

**第24条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

#### (役員解任)

**第25条** 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合の決議は、総社員の半数以上であつて、社員総会に出席した社員の議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

#### (報酬等)

**第26条** 理事及び監事は無報酬とする。

#### (取引の制限)

**第27条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

#### (責任の一部免除又は限定)

**第28条** この法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

### (職務と権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職
- (4) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項

### (招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で定める順位に従って副会長1名が理事会を招集する。

### (決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除き、理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長又は第31条第2項に定める副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 議事録は当該理事会開催の日から10年間主たる事務所に備え置く。

### (理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

## 第7章 委員会、部会及び支部

### (委員会)

第35条 この法人は、業務運営上の必要から、常設の委員会として、学会誌編集委員会、研究発表会運営委員会、広報委員会、学会規程委員会を置く。

2 この法人は、前項の常設委員会のほかに、理事会の決議を経て各種委員会を設置することができる。

3 委員会は委員長が招集する。

4 委員会の組織及び運営については、別に理事会が定める委員会運営規程による。

### (各種部会)

第36条 この法人は、理事会の決議を経て各種部会を設置することができる。

2 部会は部会長が招集し、この法人の目的に沿って活動する。

3 部会の組織及び運営については、別に理事会が定める部会運営規程による。

### (支部)

第37条 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部長は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 支部の組織及び運営は、別に理事会が定める支部運営規程による。

## 第8章 事務局

### (事務局)

第38条 この法人に、事務を処理するため主たる事務所に事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

- 3 事務局長は理事会の決議を経て会長が委嘱し、職員は会長が任命する。
- 4 事務局長及び職員の事務分掌、給与等については会長が理事会の決議を経て別に定める。

## 第9章 資産及び会計

### (事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### (事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに事務局長及び会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局長及び会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会で承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に定時社員総会の2週間前の日から5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第10章 解散及び清算

### (解散)

第42条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる決議により解散することができる。

### (残余財産の帰属等)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告による。事故その他やむを得ない理由によって、電子公告をすることができない場合は、官報に掲示する。

### 付記（過去の改定履歴）

2011年5月27日改定、2015年5月29日改定、2016年5月31日改定、2017年5月29日改定、2018年5月30日改定